

文化女子大学長野専門学校学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法、学校教育法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法及び介護保険法に基づき、幼児教育、保育、児童福祉、介護福祉、社会福祉、精神保健福祉等に必要な専門的知識及び技術を授け、それぞれの分野に貢献する人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、文化女子大学長野専門学校と称する。

(位置)

第 3 条 本校は、長野市上千田 1 4 1 番地におく。

第 2 章 課程、学科、修業年限 収容定員及び教育課程

(課程、学科、修業年限、及び収容定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限、及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	1 学年の 学級数	総定員
教育・社会福祉専門課程	保 育 科	2 年	5 0 名	1	1 0 0 名
教育・社会福祉専門課程	健康福祉学科	2 年	2 0 名	1	4 0 名
教育・社会福祉専門課程	社会福祉学科	3 年	2 0 名	1	6 0 名
教育・社会福祉専門課程	社会福祉高度専門士科	4 年	4 0 名	1	1 6 0 名
教育・社会福祉専門課程	介護福祉専攻科	1 年	4 0 名	1	4 0 名

(教育課程)

第 5 条 本校の教育課程は、別表 1 (保育科)、別表 2 (健康福祉学科)、別表 3 (社会福祉学科)、別表 4 (社会福祉高度専門士科<平成21年度入学より>)、別表 5 (社会福祉高度専門士科<平成20年度入学>)、及び別表 6 (介護福祉専攻科) のとおりとする。

第 3 章 履修方法

(履修方法)

第6条 学科の教科目の履修方法等は、次のとおりとする。

- (1) 保育科の課程を修了するためには、2年以上在学し、別表1の教育課程の定めるところにより、所定の教科目を履修し、卒業要件として所定の単位、並びに各学年共910時間以上修得を必要とする。
- (2) 健康福祉学科の課程を修了するためには、2年以上在学し、別表2の教育課程の定めるところにより、所定の教科目を履修し、卒業要件として所定の単位、並びに各学年共910時間以上修得を必要とする。
- (3) 社会福祉学科の課程を修了するためには、3年以上在学し、別表3の教育課程の定めるところにより、所定の教科目を履修し、卒業要件として所定の単位、並びに各学年共910時間以上修得を必要とする。
- (4) 社会福祉高度専門士科の課程を修了するためには、4年以上在学し、別表4<平成21年度入学より>、または別表5<平成20年度入学>の教育課程の定めるところにより、所定の教科目を履修し、卒業要件として所定の単位、並びに各学年共910時間以上修得を必要とする。
- (5) 介護福祉専攻科の課程を修了するためには1年以上在学し、別表6の教育課程に定める所定の単位の修得を必要とする。

2 資格取得のための履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭2種免許状を得ようとする者は、別表1の教育課程を履修し、別表7における教育職員免許法に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (2) 保育士資格を得ようとする者は、別表1の教育課程を履修し、別表8における児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (3) 精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、別表2、別表3、別表4<平成21年度入学より>、または別表5<平成20年度入学>の教育課程を履修し、別表9<平成21年度入学より>、または別表10<平成20年度入学>における精神保健福祉士法第7条に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (4) 訪問介護員の資格を得ようとする者は、別表2、または別表3の教育課程における介護保険法施行令第3条第1項第2号に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (5) 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、別表3、別表4<平成21年度入学より>、または別表5<平成20年度入学>の教育課程を履修し、別表11<平成21年度入学より>、または別表12<平成20年度入学>における指定科目を修め、社会福祉士及び介護福祉士法第7条に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (6) 社会福祉高度専門士科において介護福祉士の資格を得ようとする者は、別表4<平成21年度入学より>、または別表5<平成20年度入学>の教育課程を履修し、別表13<平成21年度入学より>、または別表14<平成20年度入学>における社会福祉士及び介護福祉士法第39条の(一)に規定するところの所要単位を修得しなければならない。
- (7) 介護福祉専攻科において介護福祉士の資格を得ようとする者は、別表6の教育課程を履修し、社会福祉士及び介護福祉士法第39条の(三)に規定するところの所要単位を修得しなければならない。

(単位の基準)

第7条 第5条に規定する授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 毎月第2・第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 夏季、冬季、年度末(初)休業日は校長が定めた日
ただし、休業日に補習授業(実習を含む)を行うことがある
- (5) 学園創立記念日
- (6) その他校長が必要と認めた日

第5章 授業の日時数、始業及び終業の時刻並びに教員組織

(授業日時数)

第11条 本校の授業日時数は、次のとおりとする。

- (1) 年間授業日時数 35週 910時間以上
- (2) 週授業日時数 6日 35時間以上

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、それぞれ午前9時及び午後4時40分とする。

- 2 前項の時刻は、季節により多少変更することがある。

(教職員組織)

第13条 本校に、校長、副校長、教授、准教授、助教、講師、事務長、事務職員、校医、及びその他の職員をおく。

2 職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 校長は、校務を総理し所属職員の統轄をする。
- (2) 副校長は、校長を補佐して校務を掌理する。
- (3) 教授は、学生の教授及び指導に当たるとともに、校長の命を受けて校務を掌る。
- (4) 准教授、及び助教は、教授に代わって学生の教授及び指導に当たるとともに、校長の命を受けて校務を掌る。
- (5) 講師は、教授または准教授の職務に準ずる。
- (6) 事務長は、校長を補佐して所属職員を監督し事務を掌理する。
- (7) 事務職員は、上司の命を受けて事務を掌る。
- (8) 校医は、校長の命を受けて学生、職員の保健管理について医務を掌る。

第 6 章 教 授 会

(教授会組織)

第14条 教授会は、校長、副校長、教授、准教授、助教、専任の講師、及び事務長をもって組織し、次の事項について協議をする。

- (1) 学生の学習、及び生活指導に関する事項
- (2) 学術の研究に関する事項
- (3) 教育上必要な施設、及び設備に関する事項
- (4) 学習の評価、及び学生の進退に関する事項
- (5) 学則の改廃に関する事項
- (6) その他、校長が必要と認めた事項

(委員会組織)

第15条 委員会は、必要に応じて校長が招集し、諮問事項について協議する。

2 委員会の内規については別に定める。

第 7 章 入 学、退 学、休 学、転 学、 編 入 学、再 入 学 及 び 除 籍

(入学の時期)

第16条 学生の入学は毎年4月とする。

(入学資格)

第17条 保育科、健康福祉学科、社会福祉学科、及び社会福祉高度専門士科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 専修学校の高等課程を卒業した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
 - (4) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (5) 高等学校卒業認定試験に合格した者
 - (6) その他、校長が入学資格があると認定した者
- 2 介護福祉専攻科の入学資格は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に掲げる施設を卒業し保育士資格を有する女子とする。

(入学志願の手続)

第18条 入学を願ひ出る者は、所定の入学願書に前条各号のいずれかに該当することを証明する書類、及びその成績証明書など本校指定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者選考)

第19条 本学の入学は、AO入学選考、推薦入学選考及び試験入学選考とする。入学選考に関する事項は、別に定める。

(入学の許可及び入学の手続)

第20条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。

(退学、休学、転学、復学、編入学及び再入学)

- 第21条 退学、休学、転学又は復学をしようとする者は、その理由と時期を明記して保証人と連署のうえ、校長に願ひ出てその許可を得なければならない。
- 2 他の大学、短大、及び専門学校から本校へ、本校から他の専門学校へ編入学しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。
 - 3 健康福祉学科から社会福祉学科への編入学をしようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。
 - 4 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）5条1項より3項で定められた介護福祉士養成施設（大学、短期大学、専修学校）を卒業し、介護福祉士の資格または受験資格を有する者で、社会福祉高度専門士科の3年次に編入学をしようとする者は、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ入学を許可する。
 - 5 前項の定めにより、編入学を許可された者の、すでに履修した指定科目および単位数ならびに在学すべき年数の認定は教授会が行う。
 - 6 介護福祉専攻科については、転学、及び編入学を認めない。
 - 7 退学者で再入学を願ひ出た者については、正当な事由があると認めた場合、退学許可後1ヵ年以内に限り、無試験により原籍に再入学することができる。

(除籍)

第22条 学生が次の各号に該当する場合、校長はこれを除籍することがある。

- (1) 心身の故障により成業の見込みのない者。

- (2) 授業料等正当な理由がなく所定の納入期限を3ヶ月以上経過してもなお滞納している者。

第 8 章 研究生、科目等履修生 及び聴講生

(研究生、科目等履修生及び聴講生)

- 第23条 第18条および第19条の規定によらないで、本校において授業科目を履修しようとする者があるときは、研究生、科目等履修生及び聴講生として入学させることができる。
- 2 研究生は、専門学校、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、本校において特定の専門事項について研究することを志願する者。
 - 3 科目等履修生は、第17条各号のいずれかに該当する者で、本校において一又は複数の授業科目の単位の修得を志願する者。
 - 4 聴講生は、本校において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者。
- 第24条 研究生、科目等履修生及び聴講生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学習に妨げがない限り選考の上これを許可する。
- 第25条 研究生、科目等履修生及び聴講生がその履修した科目について試験を受け、合格したときは、単位を授与し、本人の請求によって証明書を交付する。
- 第26条 研究生、科目等履修生及び聴講生については、正規の学生に関する規定を準用する。
- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生は別表15に従い、聴講料を納めなければならない。
 - 3 本校において、研究生、科目等履修生及び聴講生として入学を希望する場合は、それぞれ規定の届け出書類を提出しなければならない。

第 9 章 学習評価及び卒業

(学習評価)

- 第27条 履修した授業科目の単位認定は、試験、論文等により行う。ただし、各科目の学則に定める授業時数の3分の2以上出席しなかった場合又は精神保健福祉援助実習、社会福祉援助技術現場実習、介護実習については、5分の4以上出席しなかった場合は試験を受けることができない。
- 2 試験等による評価・成績は、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不可（59点以下）とし、不可の場合は単位不認定とする。
 - 3 単位不認定となった科目については、本人の申請により追・再試験を行うことができる。
 - 4 追・再試験に関する事項は、別に定める。

(卒業)

- 第28条 校長は、保育科、及び健康福祉学科においては2年以上、社会福祉学科においては3年以上、社会福祉高度専門士科においては4年以上、介護福祉専攻科においては1年以上在学し、第6条に規定する履修方法により所定の課程を修了した者について、卒業の認定を行う。

- 2 卒業を認定した者には、卒業証書を授与するものとする。
- 3 保育科、健康福祉学科、及び社会福祉学科において卒業の認定をした者には、専門士の称号を授与するものとする。
- 4 社会福祉高度専門士科において卒業の認定をした者には、高度専門士の称号を授与するものとする。

第 10 章 入学検定料、入学金、授業料 及びその他の費用

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用)

第 29 条 本校の入学検定料、入学金、授業料、及びその他の費用は、別表 15 のとおりとする。

(授業料等の納付方法)

第 30 条 授業料、及びその他の費用（以下「授業料等」という。）は、2 期に分割し、次に掲げる期日までに納入しなければならない。

前期分	4 月 1 日から	4 月 10 日まで（新規入学生にあつては入学手続時）
後期分	10 月 1 日から	10 月 10 日まで

(授業料等の延納)

第 31 条 前条の規定にかかわらず特別の事由により、所定の期日までに納入することが困難な場合は、願い出により延納を認めることがある。

(退学、転学及び除籍の場合の授業料等)

第 32 条 退学者、転学者及び除籍者の授業料等は、許可日又は決定通知日の属する学期まで徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 33 条 休学期間中は授業料等の学費は免除する。

ただし、学期の途中で休学を許可された場合の当該学期の授業料等は全額納付するものとする。

(納付金の不還付)

第 34 条 すでに納入した入学検定料、入学金、授業料等は理由のいかんを問わず返還しない。

ただし、入学を許可された者が入学年の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合の授業料等はこの限りでない。

(授業料等未納者の受験資格)

第 35 条 授業料等の未納者は、単位・資格認定試験を受けることができない。

第 1 1 章 賞 罰

(表彰)

第 3 6 条 学業、性行ともに優れ、他の模範となる学生については、校長は教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第 3 7 条 学生が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったとき、校長は教授会の議を経て、その懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学処分は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 1 2 章 付帯教育

(付帯教育)

第 3 8 条 本校が設置している正規の課程のほか校長が必要と認めた場合、付帯教育を開設することができる。

- 2 付帯教育に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行するために必要な事項は、校長が別にこれを定める。
但し、昭和 6 0 年度入学者については、本学則を適用するが授業料等納付金は従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日現在第 2 学年に在籍する者の納付金等は従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日現在第 2 学年に在籍する者の納付金等は従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日年度現在第 1 学年に在籍する者の納付金（前期分）については従前の額とする。

附 則

- この学則は平成2年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成3年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成6年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。
 - 2 この学則の施行日年度に在籍する者の納付金については従前の額とする。
- 附 則
- この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
 - 2 この学則の施行日年度に在籍する者の納付金については従前の額とする。
- 附 則
- この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
- この学則は平成22年4月1日から施行する。